

## 元茨木市立中津保育所三者協議会（第17回）会議録

### 1 日 時

平成30年10月20日（土） 午前9時から

### 2 場 所

てんのう中津保育園

### 3 案件

- (1) 工事の進捗状況等について
- (2) 延長保育について
- (3) 学童保育の実施について
- (4) その他

### 4 出席者

- ・ てんのう中津保育園保護者  
会長 他21人
- ・ 社会福祉法人  
理事長 他1名
- ・ 保育幼稚園総務課  
山寄課長、中路課長代理、古川管理係長、村田保育指導主事

### 5 発言要旨

- ( 市 ) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。  
皆さん、おはようございます。  
本日は公私、何かとお忙しい中三者協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。  
それでは、これより第17回元茨木市立中津保育所の三者協議会を開催いたします。  
議事につきましては、三者協議会の議長であります保育幼稚園総務課長の山寄が進行いたします。
- ( 市 ) おはようございます。

それでは早速ではございますが、会議次第に沿って進めさせていただきます。以降は着座にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ではまず、案件の1つ目、「工事の進捗状況等について」についてでございます。工事の進捗状況につきまして、法人様から御説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

(法 人) 保護者会では何度かお話しはさせていただいているんですけども、今の状況といたしましては、6月に大阪の北部地震がありまして、その後7月の西日本の豪雨がありまして、その中で建築作業者がすごく緊急対策の工事のほうに行かれてる状況の中で、またこの台風21号影響で、建築材料もそうですけども、作業員に関しても、緊急的に手をとられたということもありまして、少し一カ月強、遅れが生じています。今の現在の状況といたしましては、建物の杭を打つ下準備で、今、下を掘って、地面を掘っていまして、その土を搬出しているという形になりまして、もうそろそろ鉄骨のほうで搬入してきて、建てていくという状況です。

皆さんちょっと少し気になられていたと思うんです。今週の火曜日に一応茨木市の立ち会いのもと、埋蔵文化財の調査があったんですけども、今回の調査に関しては、何も出なかったもので、このまま工事を進めていってというふうには、その場でしっかり報告いただいていますので、その埋蔵文化財において何か工事が遅れるということは、今回はありません。なので一応当初は2月末で予定していたものが、自然の災害によって、少し一カ月ちょっと伸びているということになりますので、僕ら法人としても工事事業者に関しては、なるべく3月には完成してほしいという旨を常にお伝えさせていただいていますので、そこら辺は、三田工務店さんも、今、全面的に協力して頑張ってやっていくということを聞いています。なので、今からまた工事のトラックやダンプが来ていまして、まだまだ何十台も土を搬出すると聞いていますので、また登園と降園の際には、皆様お気をつけていただいて、また、工事の状況で何かあればまた御質問ください。お願いします。

工事については以上です。

(市) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ありましたら、挙手にてお願いします。

いいですか、はい。

それでは次に、案件2つ目、「延長保育について」でございます。

延長保育につきましては、法人様から御説明いただけるということ  
でよろしく申し上げます。

(法 人) おはようございます。一ノ瀬です。延長保育について少しお話し  
させていただきたいと思います。

その前に一言お礼を。運動会では、今までと違って、場所を変えて  
での、小学校をお借りしての運動会ということで、保護者の皆様も  
御不安も大きかったと思います。子供たちは、当日たくさんの方の  
応援を受けて、本当に私たちの想像を超える力を十分発揮してくれて、  
とてもいい運動会になったと思っております。皆様の御協力のもと、  
本当にありがとうございました。

(法 人) ありがとうございました。

(法 人) それでは、延長保育についてですが、現在てんのう中津保育園の  
延長保育の時間というのは朝の7時から7時30分の30分間とそれ  
から夕方の6時半から7時までの30分間を延長保育とみなしていま  
す。朝の30分、夕方の30分でそれぞれ延長保育料というのが発生  
しておりまして、その都度、料金を徴収させていただいております。  
今後につきましても、延長保育の時間が1時間という考えは、変わ  
らないんですけれども、その1時間については夕方の6時から7時  
を延長時間という枠組みにさせていただきたいと思っております。た  
だこれにつきまして、今までと同様で、保護者の皆様から徴収させ  
ていただいている、延長料金が発生するという時間は、現在と変わ  
らず、6時30分、18時30分からということで現況と変わりません。  
今までどおり1回300円、月額2,500円という形は変えずにいきま  
すけれども、延長の時間とみなす分を平成31年4月1日から変更さ  
せていただきたいなというふうに考えております。このような変更  
につきましては、今日こういった形でお話しさせていただいて、全  
体への周知はお便りにて、皆様のほうにお知らせさせていただき  
たいと考えています。

以上です。

( 市 ) ありがとうございました。では、ただいまの説明について、何か  
御質問等がありましたら。

(保護者) 今、御説明いただいた、延長保育は6時から、でもお金の発生は、  
6時半からで、今までと変わらないですよということなんですが、  
それは、今移行期間中なのでねっていうのもあると思うんですけど、  
そうすると、例えばですけど、ゆくゆくは、6時から料金が発生し  
てくるというか、そういう方向に移っていくだろうという形になる

んですかね。

例えば来年4月1日からは6時から延長保育、でもお金は6時半からしか発生しませんよ、例えばですけど、再来年からは6時からが発生しますとか、そういうようなこともあり得るということなんですかね。多分そこは、もしそういうような方向でお考えであるならば早目にそれを示していただいたほうが、多分勤務時間ね、変えられない方もたくさんいらっしゃると思うので、それによって、いろんな動きが変わってくるでしょうし、お家との保育園との距離とか皆さん考えられた上での、入所の申し込みをされると思うので、その辺はちょっと、今の時点でも、お考えがあればお示しいただければと思います。

(法 人) 現時点では、移行期間中の5年間ということですので、全く皆様の今までと変わらずということですが、5年以降については、まだ現時点では、形が変わっていくかどうかということまでは、考えがちょっと至ってはないです。今言ってくださったみたいに、もし平成32年から変えるようなことがあるようなならば、もちろんこの三者協議会でもお話しもさせていただきますし、早目に皆さんのほうには、それは御連絡はさせていただくことになりませう。

(保護者) その延長保育が6時からというふうにするというのは、それは職員の配置として変わってくるから6時からというお話しをしていただいているんですかね。

(法 人) 当初より、役所のほうからも、延長時間のあり方は、夕方の分で、考えてくださってはどうかということだったんですけれども、私たちも、引き継ぎを受けて、朝の段階でどれぐらいの子供たちの預かりがあって夕方どれぐらいの預かりがあってということを全くわからない状況でしたので、今まで公立さんのもちろん引き継ぎ期間ということもありましたので、何も変えずにという形でやらせていただきました。

(保護者) 今の時点ではまだ決めていない。

(法 人) そうですね、はい。

(法 人) 必ず32年からは6時から発生するというだけでもないですし、もしかしたら。

(保護者) 発生するかもしれないしということですね。

(法 人) そうですね。

(保護者) そこはまだ今の時点ではわからない。

(法 人) そうなんです。はい。

(保護者) 公立の保育所の場合は延長保育、午後6時半っていう形のスタンスという。

6時から6時半というのは、公立は基本的にみんな一律で一緒だと思うんですけど。料金とかも一緒だと思うんですけど。民間の保育園、私立になると、基本的にその保育園ごと、法人ごとにこう決めていると思うんで、結局そういう、そこについては、別に市のほうとは余り関係ないんじゃないんですか、その料金決めとか何時から何時までにしますよというのは、私立にお子さん預けるとのこと自体、多分そういうのはある程度想定内だと思うんですけど、もしそういう感じであるならば、例えば入ってから、えっ、そうなんだ、そんなだったらみたいなるんだったら、ちょっとかわいそうかなと思って、これから入るとか。そういうのはないと思って、入ってきたんだけどってなるとちょっとかわいそうかなと思うので結局預ける先がないし、もう仕方がないからそれに従うしかないというふうになるのも、ちょっとかわいそうなところもあるなというふうに思うので、そういう構想でもあるのであれば、できるだけ早目に示していただいたほうが、幾ら保護者会とかいろんな協議はして同意は得てというのはわかるんですけど、でもやっぱりこう一回決まったものを延長保育のあれがあるからというので、簡単に転園とかできないと思うので、その辺は早くに、こうできるだけ示していただければなというふうに思います。

(法 人) はい。わかりました。

(市) ほかに質問はないですか。

(保護者) 実際の保育の時間自体は今までどおり、7時からここは開所している。

(法 人) はい。

(保護者) 7時まででということ考えて。

(法 人) はい。

(保護者) その朝の7時からもし預ける場合というのは今までどおり、申告ありますよね、何時から何時まで出勤日で、あれにのっとってっていう感じで、考えたらいいんですか。今までと変わらない。

(法 人) そうですね。はい。

(市) いいですか、ほかに質問はないですか。

(保護者) すみません。ここでいいですよってもしなつた場合に、今後そうですっていうことでいったら、今度の保育園の募集の要項の中に、

ここは平成31年4月1日からなるという説明文は付くんですか。そのことはお知らせしとかないと、ここにいる人は、ここでの話をあとで掲示すればわかるんですけど、引っ越しなり、転園なりで来る人たちに対しても、お知らせはいいのかなと。

(市) 市役所のホームページに、延長保育料は何時から何時までに各保育園でやっているなど。そこには31年度からそういうふうになると。

(保護者) そのホームページを見れない方もいらっしゃるかもしれない。そういう方に対してそのお知らせというのは、また考えておられますでしょうか。

(市) そうですね、まだ決定していない事項、今の時点ではちょっと出せないですけど、決まった時点でちょっとどうするか。実際保育の入所受付、申し込みはちょっと配っている段階です。

(保護者) もう終わっていますよね。

(市) どの段階でどう出していくか、というのはちょっとまた検討させていただきたいと思っています。

(市) 基本的に今、こちらの内容は特段、これまでと不利益事項になるようなことではないと考えており、そこは御理解をいただきながら、法人さんと話をしていきながら、私どもも努めていきたいと思いません。

(保護者) すみません。何回も私ばかりですみません。先生方と同じね、やっぱり働いているものとして、ちょっと考えたときに、先生方の朝の、その7時から7時半の枠って、今まで延長料金ついてたって、先生については、早朝の手当てみたいなのがついてはったかもしれない、その辺はわからないんですけど、そういうこととかも、考えた上でのということですかね。先生たちのその待遇というか処遇とかも、考慮するという形ですかね

(法人) 職員は時間差で、括っているんで、この時間に出勤したものだけが、特別手当ということはないです。

(保護者) そんな感じはないんですね。

(法人) はい。職員がよくなるというよりも、保護者の方の負担の部分で少しでも減らせたらいいかなという部分も、兼ねているんですけども。

(保護者) すみません、いいですか。私たまに18時過ぎて、18時半までにお迎えに行くことはあるんですけど、今であれば、連絡ノートにお迎えの時間書くじゃないですか、そこには18時過ぎとかって書いてあるんですけど、4月1日以降って何か事前にお知らせしておくとか、

そのあたりの書く以外にやらなきやいけないことってありますか。

(法 人) そういったことは、今までと全く変わらずです。

(保護者) ただ単に、18時から延長保育という認識をしている。

(法 人) それは、はい。大丈夫です。

(保護者) わかりました。

(市) 今までと変わらないということですね。

(法 人) そうです。

(法 人) 何も変わらないです。

(市) よろしいですか。ありがとうございます。

そしたら次に3つ目、「学童保育の実施について」でございます。学童保育の実施につきましては、法人様から御説明いただけるということですのでよろしく願いいたします。

(法 人) 建て替えのお話しをさせていただいていたときに、新規事業として、学童保育のということもお話しさせていただいておりましたので、今までにも何度か、学童保育はどういう枠組みで、どういうふうに考えておられますかというお問い合わせも何度かいただいていたんですけれども、なかなかきちっとした概要というものが出せずに、すみません、遅くなってしまって申しわけありません。

一応4月から学童保育について、進めさせていただきたいと思っております。それについてですけれども、まず場所については、てんの中津保育園内の専用教室というのを設置しております。学童保育の開室時間としましては、月曜日から金曜日、これは基本時間ですけれども、授業が終了されてから、午後5時までを基本時間と考えています。土曜日、それから学校が休業のとき、夏休みであったりとか、創立記念日とかそういった代休とかがあるんですけれども、それらの日の時間については、8時15分から17時までを基本時間と考えております。

延長の時間も設定が必要かなということも思っておりまして、保育園が朝から開いておりますので、それらの土曜日ですとか、それから夏休み等の長期休業日につきましては、朝7時30分から8時15分、これは延長ということで、延長料金も発生いたします。夕方は、夕方5時から7時までということで、保育園が開いている時間ということで、考えています。

利用料についてになってくるんですけれども、今、公立小学校で、設定されている金額が、この9月から土曜日を含まない部分としては8,000円ということで、伺っているんですけれども、いろんな施

設のほうで、設定されておられるのも、今ちょっとまだ勉強させて  
いただいているところなんです、基本料としては、まず 1 万円と  
いう形で考えています。

あと、対象になる児童についてですけれども、これは保護者の方  
が、就労により昼間家庭におられない児童の一年生から三年生を対  
象と考えています。保育園に到着してからを学童保育とみなします  
ので、ここには児童たちのみで帰ってきていただくこととなります。  
校区については、まだこれから定員のこともあわせもって考えさせ  
ていただきたいので、まだちょっと検討中ではあります。

配置職員につきましては、放課後児童の、その学童の選任の担当  
のものとして配置させていただきます。人数については、児童の数  
に応じて、配置のほうもあわせて考えていきたいと思っています。

あと、長期休業の、夏休み等の昼食についてですけど、保育園で  
は、お給食も出ておりますので、給食の提供も可能となります。給  
食ではなくって、お弁当を持参させたいと、お考えの方もおられる  
かと思いますが、それについては、給食もしくはお弁当を選択し  
ていただくということで、お考えいただけたらいいかなと思っています。

給食費についても、別途一応いただくことになるんですけども、  
おやつ代、これは子供たちが戻ってきてからも、平日も、おやつ  
の時間帯とかに、戻ってくることもあるかと思いますが、おやつ代に  
ついては利用料の中に含ませていただこうと思っています。

定員についてですけれども、16名から20名程度を考えていまして、  
初年度につきましては、10名程度の子供は集めてスタートできたら  
いいかなというふうに思っています。

公立小学校さんの、今も料金のほうもお話しさせていただいたん  
ですけれども、どういったところがというのを中津と学童で違いが  
という部分なんですけれども、長期休業中については、ただただ部  
屋の中で過ごすだけではなくって、子供たちを園外に連れて、ここ  
の在園の子供たちもそうなんですけれども、法人のほうで、バスも  
所有していますので、例えばそれらのバスを使って、出かけたとか、  
そういったことも、内容についてはまだこれをやりますという  
ことは決定はしておりませんが、そういった職員と考えていきたく  
なと思っています。もちろん基本的には子供たちがここに戻って  
学校修業終わって、ここに戻ってきて宿題をする習慣というのは、  
つけてはいくと考えていますので、宿題を専用の職員が指導したり



とか、教えたりということはもちろんできませんけれども、宿題の習慣をつけるということは、ここで十分やっていけることかなと思っていますし、長期休業中もそういったものも、子供たちに、ただ遊ぶ時間だけではなくって、そういったものも、個人的に子供たちがドリルをもってきたりとかということで、夏休みの宿題の時間として、そういった時間も、もちろん設けるつもりはしています。

あと、基本的に運営は園のほうで担いますので、保護者会があって、保護者の方に来ていただいて、例えば役員さんがおられて、会議をされて、例えば夏のキャンプの企画を進めていただくとか、運営上のことで、お話しいただくという、そういった保護者会を設けるということはまずないと思います。

そうですね、今本当に、大まかなガイドラインとしてお話しさせていただいたようなことが、てんのう中津の学童として、今ちょっと考えさせてもらって、まだ本当に他施設の、学童の方とちょっとお時間取っていただいて、教えていただいている状況なんです。

もう31年の4月から児童のほうは、集めさせていただきたいんですけれども、入会の申し込みについては、公立小学校の申し込みが大体12月の1週目過ぎぐらい、2週目ぐらいから、入室のほうを例年されているようですので、それまでにてんのう中津の入室のほうがお知らせできるような形をとったほうがいいのかなど、どちらも入れなくって、というようなことのないように、これ学童保育について、学童保育課のほうとも相談させていただいたときに、やはりこの中津、それから大池校区もですけれども、かなり学童保育を希望されている方が多いということで、こういった民間のほうで、担っていただけるのであれば、子供たちもより利用幅が広がるということで、進めていただきたいということで、後押ししていただきましたので、今後こういった形で進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

(市) ありがとうございます。では何か御質問がありましたら。

(保護者) 対象の年齢が一年生から三年生ということなんですが、それに入れる対象の子供たちは現卒園した子か、卒園した子でも大丈夫なんですか。

(法人) そうですね、すみません、私ちょっと漏れておりました。原則として、てんのう中津保育園卒園児を対象とさせていただきたいと思っています。その御兄弟に当たる、お兄ちゃん、お姉ちゃんの一年

生から三年生までのお子さんについても対象と、てんのう中津保育園を卒園された方を対象とさせていただきたいと思っています。初年度は、そんなに、どんなてんのう中津が学童するのかなということで、人数としても、そんなに集まらないかもしれないなと思ってらんです。そして2年目、3年目以降にもし御希望いただいても、基本的には、てんのう中津保育園の子を優先的に入れるという形をとらせてもらって、空きがあるならば、それ以外のお子さんについても受け入れをというふうに思っています。

(保護者) そのときに、兄弟の割引みたいなのはあるんですか。

(法人) また料金について、きちんとした幾らぐらいになるというのは出ていませんけど、法人の中でも、ちょっとまだ検討中なんですけれども、いろんな他施設のそういったことを実施されているところもあるみたいなので、検討課題にはなっています。

(保護者) 5時までですけど、5時になったら子供たちで帰宅する感じで、延長の子はお母さんがお迎えに行くということですか。

(法人) そうですね、すみません。たくさん私漏れてて、申しわけないです。5時以降の延長の時間になったお子さんについては、保護者の方のお迎えが必要となってきます。5時までの例えば、子供たちがお稽古事とかに行かれる方もあるかと思いますが、それについては、各々がここを基点として、行かれるということで、考えていただければいいかなと。送り出しの時間になったらさせていただこうと思っています。時間内に戻ってきて、受け入れはさせていただこうかなというふうに思っています。

(保護者) 学校のほうの学童保育室は5時になると集団で帰るんですけど、そのときには地域ごとで一応まとまって帰るようにしてるんですけど、中村町とか末広町とか、そうすると自分の住んでる地域と同じ方向の子が同じようにかたまって帰るみたいな感じに、一応5時から、なので学校の門のところまでは先生が、一応送り出してくれて、そこから先は日によっては先生が、またその先も心配なグループはちょっとね、途中までこう、手のかかるところは、出て行ってくれたりとかも途中まで引率というか、誘導してくれるところもあるんですけど、そういったところも一応考えられる予定ですか。それとももう5時になったら、さようなら、みんなそれぞれ帰ってねみたいな感じなのか、そういうふうな学校の学童保育とかで行われる学童保育に倣ったような感じにされるのか。

(法人) 私のほうで、そういった集団下校、下校というかグループ単位で

ってというのは、ちょっと知らなかったんですけども、子供たちの地域性もまだちょっとどこらあたりから、子供たちがというのはわからないんですけども、まずは安全に帰宅させるということも、園としても大事なことです。十分そこらあたりも考えていきたいなというふうに思っています。子供たちが不安がって帰れないような中で、もう時間やから帰らなさいと部屋から出すということのないようには気をつけて見ていきたいなとは思っています。

(保護者) あとはおやつなんですけど、おやつは今公立のほうでは、自分で用意しているので緑の袋に、とまっているので、ほぼスナック菓子が中心、菓子パンの子もいますけど、やっぱりその保育園が運営するというふうになったら、保護者のほうからはやはり、保育園で園児が食べているようなおやつ、同じものが食べられるんじゃないかというふうに期待するところもあるんですけど予定としてはどうですか。

(法 人) 予定はその予定です。お給食についても、園児が食べているものと、量はもちろん違いますけど、提供させていただくということで考えています。

(保護者) ただ学校のお休みのときとかは、それでも園はやっているの、学校が夏休みの日とかでも園はやっているじゃないですか。だからそうするとスナック菓子出ますよというような感覚はもうないかなっていうふうに思っても大丈夫。

(法 人) はい。食事について、その給食とおやつについては、園児に提供してるものを提供させていただくということで、考えていただいたら結構なので、おやつについては手づくりおやつときもある、果物が出るときもある、市販の菓子が出ることもあるということ。

(保護者) それは、もう保育園のおやつですよという感覚でいいんですね。

(法 人) そうです。はい。

(保護者) 保育園の御昼寝の後のおやつということ。

(法 人) そうですね、はい。給食については、お弁当と選んでいただいたらいいかなと思うんですが、おやつについては選択制ではなくて、こちらから提供するものということで統一させていただきたいなと思っております。

(保護者) あと、学童保育のほうは、保護者会とか設定されないと言っておられたじゃないですか。学童保育の公立の学校の学童保育室はそれぞれ、保護者会というものが一応あるので、ないところもあるのですが、そうすると、そこがこう設定して、いろんなその基本の部分は

市からこういきますけど、それを補うような部分で、いろんな教材というか、やっぱりこうおもちゃであるとか本であるとか、何かそういうのを、こう各保護者会で、積み立てていたりとかそういうところもあったりもするんですね。基本的に保護者会設定されないということは、多分そういったそこのお金の負担はないと思うんですけど、例えば、後から一応、おやつとかは、学童費用に入りますよ、お弁当か、給食かは選択してもらって、給食は料金が発生しますよというような形で、例えば後からそれ以外に何とか教材費じゃないですけど、例えばそういうような例えば名目で、例えば月 2,000 円とか 3,000 円というふうに考えられる構想はあるのですか。

- (法 人) それはない、あとプラスで延長保育料金ですね。
- (法 人) これは、個々の問題になってくるので、発生しますが、それ以外の運営上の備品については、園の中のことですので。
- (保護者) そういうお金は多分発生はしなくて、あと多分給食のお金が幾らなのかというところと、その延長料金が幾らなんだろうというところが、多分気になってくる場所ですね。
- (法 人) 公立は今、月から土曜日で、フルで延長保育を利用したら、9,600 円の 3,600 円で、13,200 円ですよ、それよりは多分高くなりますね。
- (保護者) なりますよね。なる感じですね。
- (法 人) はい、ごめんなさい。
- (保護者) それにプラス、給食代が入るという形。
- (法 人) まあ、夏休み、冬休みは、一食、1 回、何百円という形になると思います。
- (保護者) という感じになりますね。
- (法 人) そんなに、何万も高いついていうような設定は考えてはないんですけども。
- (法 人) うちでは天王こども園が今実際にやっているんですけど、そこは今基本料金 14,000 円なんですけども、それを今回ちょっと改訂していくようにと。
- (保護者) それ、14,000 円っていうのは、給食代もですか。
- (法 人) いや基本料金です。
- (保護者) 基本料金だけ。おやつは。
- (保護者) おやつは。
- (法 人) 込みです。
- (保護者) 込みで。14,000 円は延長料金なしで。

- (法 人) なしです。そこから加算。
- (保護者) そこから加算されていく。
- (法 人) そうです。だから7時半までやっているんですけども、そこを最大に利用したら19,000円とかで、なってくるんですけど、それでも30人フルで入っていたんですけども、さすがに。
- (法 人) そこまでは考えていませんので。
- (法 人) これで、収入をふやそうとか、そういったことではないので。
- (法 人) 基本的にはやっぱり、卒園児で、やっぱり安心して、そのまま下の子もそうですけど、お迎えにきていただけるというのはありますし、安心して、保育士もそのままいてますので、何かあったら、やっぱり学童保育というのはその辺もちょっと対応させていただきたいと思います。
- (保護者) 専任の職員の方、基本、保育士の方ですか。
- (法 人) 保育士も、はい。一応専属で一人というのはいてます。プラス1.5人という考え方らしいですけどね。  
一人っていうのは、保育士か教員免許か福祉免許があればということなので、プラス補助という形で。子供たちの人数にももちろんよりますけれども、そういった配置になってくると思います。
- (保護者) 原則追加で費用はかからない。
- (法 人) 先ほども、ちょっとお出かけしたりとかってお話ししたんですが、それについての、おっしゃっている追加徴収、どこどこ行くので幾らとかっていうのも、ないと思います。
- (保護者) お休み、長期休暇のときとかは、小学校大体同じ時間だと思うんですけど、創立記念日とか、運動会とかの、参観とかの代休日、学校によってももしかしたら異なる場合があると思うんですけど、それはそれで介入していただける。
- (法 人) そうですね、代休については、もちろん日曜参観のという部分については受け入れ可能なんですけれども、ただ保育園が休んでる、暴風警報とかそういった場合も含まれるんですけども、保育園の行事で、例えば運動会、土曜日設定していますとかっていった場合は、ちょっと御協力いただかないと、厳しいかなと思っていますので、幾つかちょっと、休業日としての協力日が大きな行事について、運動会とか発表会とかそれらの分については発生してくるかなと思っています。  
学校も、例えば途中で暴風警報が出て、自宅に帰りなさいってなった場合に、その子供たちを園で受け入れできるかといったら、そ

れはやはり、園も同じような、保護者の方にお迎えにきていただいて帰宅ということ望んでいますので、その子供たちをてんのう中津保育園に帰っておいでということはできかねるかなと思っています。

(保護者) すみません、今、保育園の園児たちとのかかわりとか、園庭で一緒に遊ぶことがあるのかとか。

(法人) そうですね、生活時間が若干ずれがあるかなと思いますので、園庭を使う分については、長期休業のときとかは、朝から子供たち小学生も来ていますので、時間差を使って、園庭は利用したいと思っていますし、小学生の児童については、園内だけではなくて、近隣の公園も利用してという形で、できるだけ外にも向けて出て行きたいなというふうに思っています。今年のように、暑い夏に必ず外にばかり行けるかといったらそうではないので、室内とうまく併用しながら、行けたらいいなと思っています。できるだけ、小学生と園児と一緒に園庭でバッティングして、けが等のことを多分心配されていると思いますので、そういったことのないようには、配慮したいと思っていますが、せっかくこの園内に小学生が大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんがいてって、しかも卒園児でという部分なので、子供たちとも、縦のつながりで、うまくそういった交流ももてればいいなというふうには思っていますが、児童にはよく伝えていきたいなと思っています。

(保護者) もう一点、すみません。1年生で多分、初めからここまで来るといのはかなりリスクがあるんですけど、初めから引率はしないということですよ。子供たちで4月からこっちに来てねっていう感じで。

(法人) 最初はやっぱり、うちの職員もどういうルートが一番安全なのかというのは多分確認しないといけないので、最初に例えば、集団下校で1週間とか2週間ぐらいを、最初はちょっと職員が行って、この道安全やからこうやって帰ろうね、ぐらいはさせていただこうと思うんですけども、やっぱりずっとというのは、ちょっと難しいと思うんですね。最初、安全なコースを子供たちと一緒に決めるということでは、最初の4月当初とかっていうのはやっていけないなというふうに思ってます。

(保護者) 園に到着しましたというのが、親にメールが来てとかいうのがあったらいいなとかあるんですけど。

(法人) それも毎日ですよ。毎日ちょっとそこは。

- (保護者) 何かそういうのありますよね。
- (保護者) 門を通過したとか、出ましたとかなるという。
- (保護者) タグをランドセルに付けてという学校もあつたりするんですよ。だからそういうのもされるのかなと。
- (保護者) Eメールとか届いているんですけど、そういうのしませんかみたいなのが。だからそういうのをされている学校もあるみたい。
- (法 人) 小学校でやっているんですか。
- (保護者) あります。PTAがお金出してやっているところはあるので、門に入ったときに、門を出たときにといったような。
- (法 人) またちょっと調べさせていただきます。
- (法 人) 一番そこがね、御心配されている点だと思うんです。先生やってくれるって言ったやんってなって、もうちょっと私もあれなんですけども、やっぱり職員も一番子供たちが無事ここに帰ってくるかなというのは4月は心配していると思うので、ただただここで待つだけじゃなくって、初めは学校まで行ったりとか、だんだんここまでは、じゃ頑張っておいでね、みたいな形で、できるかなというふうには考えています。できるだけ安心して預けていただけるということが、一番なんです。
- (保護者) 利用料金なんですけど、平日、月から金で1万円。土曜日はどうなるんですか。
- (法 人) 土曜日もすみません、別途で、保育園も一応就労証明という形を出していただいているんですが、先ほどもお仕事で、お家にいらっしゃらない、もちろんこれについては、介護であつたりとか、病気の場合とか、全部保育園の要件と一緒になんですけれども、条件として、学童に入られるには、そういったことを考えていますので、土曜日はお仕事をされてるという就労証明でみなされてる方のお預かりとさせていただきますので、どちらか、お父さん、お母さんがお家にいられる方については、土曜保育は御家庭でというふうに思っていたきたいなと思います。
- (保護者) 土曜日の話なんですけど、勤務証明書も例えば出しときましたと、だけど、普段はあんまり土曜日はないですとなつたとき、もしくは、パパがいるからいいですってなつたときですけど、今の学童、市のほうの学童保育のほうは、土曜日に必要となつたときには、前月とかに確か申込書ということをする形で、前月申し込んで、翌月一カ月利用、一カ月単位だったんですよ、なので、多分それをされるようなのか、でもそれはできないのであれば、例えば来週の土曜日は

出勤なんですってなったときに、そこの分を単発扱いみたいな感じで。料金として、こう発生していくとかいう。

(法 人) 基本的には回数です。

(保護者) 回数ですか。

(法 人) おっしゃるみたいに、急に出なきゃいけないということもきつとおありかなと思うので、何回利用ということでの料金になるかなと。

(保護者) そこは便利になる感じですよ。市のほうは急に言っても、土曜日は幾らお金出してもだめなので、前もって前月とかに申し込まないとだめなので、今週の土曜日急に仕事になりましたというのは、学童保育は預けられないんです今は。

(法 人) 多分事前に、保育園も、土曜日利用の方とかって書いていただいているんですが、そういった形になるかなと思いますけれども、お伺いはもちろん、土曜日利用についてはさせていただくことになると思います。

(保護者) それと、初年度は目安で10人ぐらい、定員はもうちょっとあるということですけど16人から20人で、一応その初年度って来年平成31年の4月ですよ。一年生を中心という形になりますか。というのは、夏休みにプールがありますね。そうすると、朝ここに来ました、ここから出発してプールに行って、終わってまたここに戻ってくるというふうになって、もしその引率がないようであれば、ある程度やっぱり、二年生、三年生、いると思うので大分違ってくると思うんですよ。引率があるのであれば別に一年生ばかりとかでもいいと思うんですけど、でもプールの時間は学年ごとにばらばらなんで、そこもあると思うので、どういうふうにするか、それは普通の下校のときとかもそうなんですけど、上の学年がいればそれなり、でも上の学年といっても授業の時間も全然違うから、結局は学年ごとに固まっちゃうと思うんですけど、ただ唯一のあれは集団で帰るときですよ、5時終わって帰るときってなったとき、一年生だけで、5、6人が固まって帰ると、そこに二年生とか三年生がいるのとではやっぱりちょっと違ってはくると思うんですけど、だからそういうような、意味合いもあって、だから最初、この初年度から二年生、三年生というのも入れてこうとするのか、それも希望者があればの話ですけど、でもいや、ほぼ一年生ですっていうふうにするのか、そのプールのあれもやっぱり、さっきのお母さんの話にでましたけど、一年生で夏休み朝ここに来た、送ってくれるというのは、親御さんとかだからいいですけど、ここに来た。そこから



プールの行き帰りどうする。行ったけど帰ってこないとか、それとか、プール行って、すぐ帰ってこなくて、図書室が解放されているときとか、いうのもあったりとかもするので、そういうようなことも、敷地内の場合は別にね、いつでも行けるからいいと思うんですけど、ここはやっぱり離れているので、プールの行き帰りをどうするかっていうのを、多分ちょっと、帰ってくるっていうのは、結局放課後と同じような扱いというふうに思われるかもしれないですけど、プールにここから、朝ここに来ました、そこから時間になったんで、はいプールの時間です。じゃあ今から出発しますというところを、子供らだけで出す。例えばそれを一年生だけで出すというふうにするとかいうのもどういうふうにかこう考えていかれるのかなと思っています。

(法 人) すみません。まだそこまでは。

(保護者) まだですよ。

(法 人) 知識としてなかったのです。

(保護者) そのプールの、ちょっと気になって思っていたんですけど、朝ここに来ました。その後、途中でプールに、子供たち一年生とか何年生かわからないんですけど、集団で行って、帰ってくるというのはオーケーなんですか。一旦ここに来たものの、学校行ってまた帰ってくるということが、利用がオーケーなのかどうかというのがあるんですけど。時間が分かれているんです。プールの時間って、中津小学校の場合なんですけど、学年によって、始まる時間が3タイムあるので変わってくるんですけど、その時間が例えば9時とかだったら、8時にここにきて、8時半ぐらいにここを出て、学校行ってプールして帰ってくるというのは、オーケーなんですか。

(法 人) はい。

(法 人) それは基本的オーケーです。うちも天王小学校がやっているんですけど、みんなそうばらばらで。

(保護者) それはオーケーなんですね。

(法 人) もうオーケーです。

(保護者) 途中で行ったらだめとかそういうのはない。

(法 人) そうそうそう。

(保護者) ここに来たら、ずっとここにいないといけないということではないという。

(法 人) 何か1回ね、友達の家、遊びに行っ、というのがあったんです。それだけはちょっと。今日は友達の家行くわ、それ終わったら来る

わというの、そういうのはちょっとあれですけど、基本的には、  
習い事があって、それ行って帰ってくるのは全然構いません。

(保護者) それもオーケーなんですか。

(法 人) それも、はい。移動に関しては、僕たちがそうやってっていうの  
ができない。

(保護者) ついていけないのは、十分理解はしているんですよ。

(法 人) ただ、課外に行かれるときに、プールであったりとか、いろんな  
道具が必要かと思うんですけども、子供がそれを学校に持って行って  
というの、多分だめだと思うんですよ。なので、ここに持ってきて  
いただいて、お家の方に持ってきていただかないと、子供って持  
って行っていますか。

(保護者) 学校のプールですか。

(法 人) ごめんなさい。習い事用の用意。

(保護者) 習い事、学校には持って行っています。

(法 人) そうなんですか。持って行っていいんですか。そうなんですか。

(保護者) 学校の帰りによって。

(法 人) そのまま行くという感じ。じゃあいい。大丈夫なんですか、その  
辺。

(保護者) ランドセルに入るから、それは。

(保護者) 公文とかは、学校保育から。例えば学校終わってからすぐ行く子  
はいいんですけど、学童保育の子は学童保育で遊んでおやつ食べて、  
その後に行ったり、とかいう子がいるから。そういうのも認める形  
になるのか、例えば、そのちょっと細かくなりますけど、習い事を  
途中でするのは、そういうのはどうか。

(法 人) 行っていただいていいんですが、そこに子供が行けるかというこ  
とで、私たちがそこまで送り届けてあげるということはできないの  
で、途中で、きょうはスイミングがあるから、スイミング行きます  
んで、その時間帯がすごく早い時間帯で帰ってきます。それはいい  
んですけども、送って行ってあげる、送り迎えはやっていないので。

(保護者) 夏休みのプールは天王のほうでは子供たちだけで行ってるのか。

(法 人) はい。そうです。行ってます。

(保護者) 行きも帰りも。

(法 人) 行きも帰りも。一年生から三年生まで、時間ばらばらですけども、  
固まって。

(保護者) 一年生は一年生だけで。

(法 人) そうです。

- (保護者) そこには、先生はついていけないのか。
- (法人) ついていけないです。
- (法人) でも、小学校との連携もかなりしないといけないと思うんですけど、例えば小学校から電話かかってきて、今遊んでいて、うちのその天王の学童の子が、一人そこにいますとか、連携ですぐ連絡が来ますので、そうやって学童保育も小学校とすごく連携をとっています。
- (保護者) 距離的には近いんですか。
- (法人) 距離的には、結構ありますのね。
- (法人) 中津とここよりも、遠いです。
- (保護者) 遠いんですか。
- (法人) 川の土手を通っているので、結構あって。
- (保護者) でもそのあれだけど、一年生だけで固まってこうプールに行くんですか。
- (法人) 行っています。
- (保護者) で終わったら帰ってくると。
- (法人) そうです。
- (法人) ただもうやっぱり4月が、寄り道が多くって、全然帰ってこないで、やっぱりそこは。
- (法人) 学校の先生からも電話あって、そこで遊んでいるとか。
- (法人) どこで休憩しているのってなるので、よく迎えに行ってるというのはちゃんとさせてもらいます。
- (保護者) すみません。大池小校区の方は大丈夫ですか。  
例えば、大池小のほうが遠いと思うんですがそういうなかでちょっと不安とかあれば、行き帰りとか。
- (保護者) 大きい道路を渡るの。
- (保護者) あそこが大丈夫かなというぐらいで。ただ信号があるので、ちゃんと信号を守っていれば大丈夫だろうとは思いますが。
- (法人) 本当にね、今年の年長さんについては、中津小校区、大池小校区が半々なんですよね、やっぱりその大池小からここについていう部分では大通りの信号を渡らなきゃいけないというのが一番のポイントかなと思っていて、校区外になってしまうという部分で、果たして受け入れ校区、校区っていうか、受け入れをしていいのか、子供たちは結構学校では、校区外から出たあかんよということ言われている中で、学童をうちがやっていて、大池小校区の子供たちがここについていうのが、どうなのかなという部分が一番、ちょっと気になる

ってる部分で、そこまで広げることが、本当に子供にとっていいのかなという部分が気になってる部分なんです。

(保護者) 距離的にはそんなに、遠くもないと思うので。

(法人) そうなんですよね、距離自体はそんなにはないんですけども。

(保護者) まあ行けることは、行けるとは思うんです。校区内でも、大通りを渡らないといけないところがもちろんあったりもするので、それと同じに考えれば、一年生でも大通り、ちゃんと信号を見なさい。信号青でもちゃんと右左見て、渡りなさいというのをちゃんと徹底すれば、行き帰り何とかなるのかなとは思いますが。

一年生でも歩ける距離だろうなとは思いますが。

(法人) そうですかね。

(保護者) すみません、いいですか、今と全然違う話なんですけど、来年度ここに入所せずに、再来年度ここに入所したいという場合とかっていうのは、ありますか。

(法人) 卒園児ということになりますもんね。定員があいていればということですね。

(保護者) それはもう、在園児がすぐ卒業して、この子が優先的になるという。

(法人) それはそうなりますね、はい。できるだけ低年齢というか一年生が、やはり人数、人数というか御心配な部分だと思うので、できるだけ、低い年齢の子供たちには入ってほしいなと思っているので、三年生、四年生がいいのか、家で安全かというたら、まあ一緒なんですけれども、できるだけ一年生は優先的にというふうに思っています。

(保護者) 初年度10名ぐらいということで、もし中津と大池と、半々ぐらいで採ったとして、5人、5人じゃないですか、それこそ、二年生、三年生も受け入れますってなったら、やっぱり一年生、二年生、三年生がそれぞれ、少数単位になって、それこそ夏のプール、一年生だけで行きますとなると、二人とか、そんな人数になるんじゃないかなというの、ちょっと心配かなと思いますね。

(法人) そうですよね。

(保護者) その二人だけで、いや必ず二人いつも一緒にいてたらいいけども、どっちな休んだりとかっていうのがあったら。

(保護者) 一人なったりとか、どうかな。二年生、三年生入れるのがっていうんじゃないかって、10人っていうところで、そういう受け入れというのはどうされるのかなと。

(法 人)　そうです。なので校区自体もまたがないで、中津小なら中津小一本ってしたほうが、子供にとってはいいのかなというふうには思うところでもありますし、まあ本当にね、難しいですね。

(保護者)　難しいですね。やってみないとわからないというのはあるとは思いますが。

(保護者)　子供がアレルギーを持っているので、おやつを提供について、アレルギーの対応っていうのは、ちょっとまた入園の申し込みみたいには医師の診断みたいなのが必要ということですか。

(法 人)　そうです。またきっと変わってこられると思うので、そういったのももちろん対応させてもらう形で。

(法 人)　そこら辺はうちの強みだと思うので、保育園でやってきたことをそのまま、学童のほうにも共有というか、その辺は全部させていただこうかなと。

(法 人)　今日お話しさせていただいて、基本的には、今のたいよう組さんに、てんのう中津の学童として、希望されるかどうかという、アンケートにはなるんですけども、こういったことをきょうお話しさせていただいたということ、先ほども言ってくださったみたいに、御兄弟関係の方とかも、卒園してくださった方の中には、いてくださるので、今、二年生だけどもとか、今、一年生だけども、てんのう中津の学童もちょっと興味あるなという御意見とかもお伺いしたいなと思っていますので、また来週にはなりますけれども、アンケートという形で、ちょっとお尋ねさせていただいて、どれぐらいの方に御希望いただけるのかなということで、それも踏まえてまた校区とかも、ちょっと考えていきたいなと思っています。

一応アンケートが、てんのう中津の学童保育を希望するか、希望しないか、検討中とさせてもらっていて、その検討中のところには、どういった部分で悩まれているのかなって、まだ具体的な料金が出てないので、そこで検討されているのかとか、どういう内容かわからないから検討されているのかという部分もお書きいただいたら、ありがたいかなと思っています。

(保護者)　すみません、夕方なんですけど、子供たち、帰ってきて宿題とかして、その後、園庭で遊ぶとかはできるんですか。園児たちも遊んでいますよね。

(法 人)　はい。

(保護者)　時間を分けるとかですか。

(法 人)　そこはそう考えているんですけども、子供たちも、もちろん園

庭遊びしているんですけども、小学生が帰ってきて、その時間帯が。

(法 人) ちょうど帰ってきたぐらいが、保育園の子らはおやつとかお昼寝しているときなんです。

(保護者) 3時ぐらいですか。

(法 人) そう、大体そこから1時間ぐらいですかね、小学校の子が遊んで、小学校の子が帰って宿題して、その後保育園の子が遊んでとそういう、うまいことできれば。

(保護者) 入れかえみたいな。

(法 人) そうそう、そういうこと。

(保護者) そういう形はとっているの、あんまりかぶってはなかったのか。

(法 人) かぶってないです。基本的にあんまりかぶってしまうと、その遊び方がどうしても、小学校三年生とかと違うので、本当けがのもとになりますので。

(法 人) 何か禁止事項がふえてっちゃうので、そうするとかわいそうなので。

(法 人) 基本的には。延長保育とかで、一人とか二人とか小学生になると、小っちゃいクラスと一緒に入って、逆にそっちのほうが、すごく、子供たちがお兄ちゃんが先生みたいにと、そういうかかわりはいいと思うんですけど、全体で遊ぶとかというのは基本、極力無しに、避けて、時間をみんなうまいこと使いながらしていきたい。

(保護者) あと小学生のおやつのお時間なんですけど、そうすると、帰ってきてひと遊びしてからとなると、4時ぐらいですか。

(法 人) そう、4時ちょっと前になったりとか、はい。

(保護者) また、その一年生、二年生、三年生で帰ってくる時間は6時間目の有無で、違うと思うんですけど。

(法 人) そうそうばらばらです。

(保護者) そうするとおやつは、もうなんかばらばらに食べていたり、そういう感じに。

(法 人) 結構そうでしたね。学年単位で食べたりとか、一緒に帰って来れるときは、みんなでおやつ準備してってしてはいたけども、割と、結構、学年が上がってくると、それこそいろんなところに、一旦帰ってきたけど、もう出ていくということもあったりしてたんで、割とばらばらな感じもありました。

(保護者) そうすると、そのばらばらな時間帯ですけども、保育園のおやつはそのばらばらな時間帯で出しても大丈夫な感じ。

- (法 人) その辺だからもう融通きかして、ちゃんとうちで厨房があつてやっています。その辺はもう全然、融通利かせてやらせてもらいます。  
そら一年生おなか減っているのに三年生待つて、そのおやつそこまで待つてというのめかわいそうですし。
- (法 人) 大体、公立さんは金額ですかね。おやつは、この緑の袋に入る分。
- (保護者) そうですね。
- (法 人) 金額は関係ない。
- (保護者) ばらばらですね。
- (保護者) 全く決まってないです。
- (法 人) じゃあ、何を持って行つても。
- (保護者) 御家庭で決めたものを、持っていつてる感じ、はい。それまでは保護者ごとに決めていたところもあつたりとかも。今はみんな一緒の袋なので、基本自分で、自前で。
- (保護者) 学童保育はね、もし帰る間際になつて、すごい大雨が降つたりとか、雷が鳴り出して、ちょっとこのままですと出すのが危ないなというときに、今は連絡して先生が、今ここで待機させますというのをメールで配信してくれたりつていうサービスをしてくれるんですけど、今待機中やから、帰る時間ちょっと遅くなりますよ、そんな感じのサービスができないのか。
- (法 人) よい子ネット、今あれじゃないですか、あれも学童バージョンでつくらせていただきますので、それを利用して学童だけの保護者の人に、入つてもらふ形に、そのサービスは使えるものは使つていこうと思つています。
- (法 人) 皆さん、何か。
- (保護者) 今出た御意見まとめていただいて、ほかの方にも。
- (法 人) そうですね、お知らせさせていただきます。
- ( 市 ) ありがとうございます。  
それでは次に、案件4つ目「その他」について意見がある方は挙手を。  
はいどうぞ。
- (保護者) 自然災害が来ることが前半、たくさんあつたと思うんですけど、後半気候も良くなつてきているんで、お外に行くというのはありますか。
- (法 人) ここのところ、今週に入つて結構どの学年も、お散歩とか公園にも、出向いて行つているんで、一番いい時期なので、考えていますが、もう運動会終わつてすぐなんですけれども、また12月の2週目には

発表会ということもあって、そちらに向かっても、先生たちも取り組んでいますので、練習があったりということも、もちろん増えてはくるかなというふうに思います。

(保護者) やっぱり外で遊んでないので、お昼寝できないみたいなんです。うちの子供ちょっと、やっぱり外に遊びに行っ、帰ってきた日はよく寝れたというのを聞くので、できたら外でお散歩みたいに出れたらなと思っています。

(市) ほかにありませんか。

それでは、今回の案件ですね、「工事の進捗状況等について」、「延長保育について」、「学童保育の実施について」、こちらのほうは三者協議会で、御了承得たというところで、理解しております。また今御提案ありました、質疑内容とかですね、公表等、法人さんのほうよろしく願いいたします。

(法人) はい。

(市) ありがとうございます。

本日の案件は全て終了いたしました。

これで本日の三者協議会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたり御協力いただき、ありがとうございます。